

遺贈寄付に関する Q&A

遺贈寄付の場合には、受入先の正しい名称や受入できる内容等を事前に確認しておく必要があります。

Q：自筆による遺言と公正証書による遺言の特徴は何ですか

A：自筆による遺言とは、自分でその全文、日付、氏名を自書する遺言書です（財産目録についてはその限りではありません）。

公正証書による遺言とは、公証役場の公証人に遺言内容を伝え、公証人がその内容で作成する公正証書です。2人以上の証人立会いのもとで公証人が作成とします。

自筆による遺言は手軽に作成できますが、家庭裁判所で検認の手続きが必要になります。また、遺言書の要件を満たしていない等により無効になる場合があります。

※法務局の自筆証書遺言書保管制度があります。この制度を利用すると、一定の手数料(3,900円～)がかかりますが、検認が不要です。詳しくは下記のHPをご確認ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

Q：公正証書による遺言の作成費用はいくらですか

A：遺言書に記載した金額に応じて受遺者ごとに発生します。例えば1,000万円を超え3,000万円以下なら23,000円となり、5,000万円を超え1億円以下なら29,000円となります。

その他、用紙代（数百円から数千円）、証人の依頼をする場合はその日当がかかります。詳しくは下記のHPまたは公証役場へお問い合わせください。

<https://www.koshonin.gr.jp/notary/owl2>

Q：財産の全てを寄付することができますか（遺留分とは何ですか）

A：遺言書等で全額寄付を指定することは可能です。ただし民法で定められている一定の相続人（配偶者・子、場合により孫・親など）には最低限度保証された部分（遺留分）があります。

その相続人が、遺留分を取り戻す請求（遺留分減殺請求）をすると、仮に遺言で全額寄付を指定していても遺留分が優先されます。詳細については弁護士・司法書士・信託銀行などの専門家に相談されることをおすすめします。なお、兄弟姉妹および甥・姪には遺留分はありません。

Q：団体Aに「財産の半分を寄付」「遺留分以外を寄付」といった事は出来ますか

A：財産の割合を指定して遺贈することを「包括遺贈」といいます。この場合、借金も定められた割合で引き継ぐことになります。一方「団体Aに100万円を寄付する」のように遺贈するものや金額を明確にするものを「特定遺贈」と言います。特定遺贈に比べて、包括遺贈は、受け付けていない団体も多くありますので、事前に確認が必要です。

Q：少額なのですが、遺贈寄付は受けてもらえるのでしょうか。

A：金額の大小に関わらず遺贈寄付をすることは可能です。

Q：不動産の遺贈は可能でしょうか

A：遺贈を受け取る先の団体や組織によって、不動産をそのまま受け取る場合もあれば、死後に遺言執行者に不動産を換価してもらい、税金・諸経費などを差し引いた分を現金として寄付する（清算型遺贈）場合があります。不動産をそのまま遺贈寄付をする場合には、みなし譲渡税がかかる場合があります。横浜市社会福祉協議会では、不動産については換金していただくようご案内しています。

「横浜の福祉」に活かす遺贈寄付をご希望であれば、社会福祉協議会以外での受け取り団体や組織をご紹介しますことが可能です。また、福祉分野への遺贈（寄付）に関する専門相談を弁護士と司法書士の協力のもと、毎月実施しています。是非、ご相談ください。

電 話：045-201-8620 メール：yvc@yokohamashakyo.jp

横浜市社会福祉協議会 横浜市ボランティアセンター